

また、職業能力開発施設における職業訓練は、通常、月曜日から金曜日の5日間に、概ね9時から16時までで実施されているが、土日・夜間

等の時間帯を活用した柔軟な訓練コースを設定し、訓練機会の確保を図った。

## 第5節 社会保障における次世代支援

### 1 年金制度における次世代育成支援措置

世代間扶養の仕組みを基本に運営されている公的年金制度においても、将来の支え手となる次世代育成支援の充実は重要な課題であり、可能な限り取組を進める必要がある。

現行制度においては、育児休業を取得した厚生年金の被保険者について、子が1歳に達するまでの間、被保険者本人及び事業主分の保険料を免除するとともに、給付算定上、育児休業取得直前の標準報酬月額で保険料納付が行われたものとして取り扱っている。

2004（平成16）年6月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第104号）では、年金制度における次世代育成支援措置を拡充する観点から、

2005（平成17）年4月より、

育児休業中の保険料免除措置について、子が3歳に達するまでの間に延長する

子が3歳に達するまでの間、勤務時間の短縮等により標準報酬月額が低下した場合、保険料は実際に低下した賃金に基づいて算定する一方、将来の年金額を算定する際には、以前の標準報酬月額に基づいて算定する

育児休業等を終了した者が、復帰後育児等を理由に報酬が低下した場合には、育児休業終了後3か月間の報酬月額を基に標準報酬月額を改定する措置を講じることになっている。

### 2 児童手当の充実

児童手当制度は、児童養育家庭の生活の安定に寄与することを目的として、1972（昭和47）年に発足し、以降、数度にわたり充実が図られている。

2003（平成15）年度現在の児童手当制度は、以下のようになっている。

支給対象 第1子以降0歳から義務教育就学前

（6歳に到達後初めての年度末まで）

支給対象児童数 約645万人

支給額 第1子・第2子 5,000円/月

第3子以降 10,000円/月

所得制限 596.3万円未満 ただしサラリーマンは780.0万円未満（収入ベース）

（扶養親族 被扶養配偶者＋子ども2人の場合）

給付総額 4,370億円（平成15年度予算額）

また、急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭を経済的に支援するため、2004（平成16）年4月からは、「児童手当法」（昭和46年法律第73号）の改正により、支給対象年齢が、義務教育就学前から、小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末）までに引き上げられ、これにより、支給対象児童数も約940万人へと増加することになった。